



▲撤去自転車でいっぱいの自転車保管所

自転車は、地球環境に優しく、手軽で便利な、私たちの生活に欠かせない乗り物です。
 しかし、その自転車も路上に放置されれば、歩行者を始めとする他の交通の妨げになるだけでなく、事故や火災の際には、救助活動の妨げにもなりかねません。
 また、自転車の盗難が増えているほか、自転車が関係する交通事故も多くなっています。
 ルールやマナーを守って、快適な自転車ライフを実現しましょう。
 問自転車対策係 ☎3981-4847

困ります 自転車を置き去り 知らんぷり

自転車の
放置は
やめましょう



千川駅・要町駅・池袋駅で 新たに駐輪場がオープンします



▲千川路上駐輪場

3月に「千川駅路上駐輪場」・「要町駅路上駐輪場」が、4月に「池袋東大橋下登録制自転車置場」がオープンします。これは、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」に基づき、道路管理者の協力を得て整備したものです。

- 千川駅路上駐輪場**
 各施設の所在地は次ページの地図を参照
- 要町駅路上駐輪場**
- ◇利用時間：24時間・年中無休
 - ◇利用料金：最初の2時間まで無料、以降6時間ごとに100円
 - ※コイン式電磁ラックのため申込み不要。随時利用できます。
 - オープンに伴って要町駅・千川駅周辺の放置禁止区域を3月に拡大しました。
- 池袋東大橋下登録制自転車置場**
- ◇利用時間：24時間・年中無休
 - ◇利用料金：年額5千円
 - ※事前に申込みが必要です。
 - 池袋駅東自転車駐車場
 - オープンに伴って池袋東口周辺の放置禁止区域を4月に拡大する予定です。

豊島区の放置自転車問題

区では、放置自転車問題の解消のためこれまで駐輪場の整備、啓発活動、撤去活動の強化など様々な努力をしてきました。区内の放置自転車の台数は着実に減少してきていますが、平成18年の調査では、池袋駅は都内第2位、大塚駅が第3位で、依

放置自転車とは

「放置自転車」とはどんな自転車のことを指すのでしょうか？
 「乗り捨てられた自転車」という答えは、ここでは不正解です。
 「放置自転車」とは、毎日、通勤や通学、買い物などのために駅周辺に駐輪されて、数時間後にはなくなってしまう自転車のことを指します。
 「自転車法(※)第5条第6項では、自転車に乗ってきた方が、

放置自転車が起す問題

- ①歩行者の通行障害となります
 行可能なスペースが狭くなり、交通事故が起きる危険性が高くなります。
- ②交通事故の原因になります
 自動車、自転車、歩行者の通行がスムーズにできません。
- ③災害時の危険性が高まります
 火災や大地震などの災害が発生したとき、放置自転車が避難や救助活動の妨げになります。区内でも、救助活動の妨げになった実例があります。

放置自転車は撤去します

区では、駅周辺を自転車など「放置禁止区域(次ページ地図参照)」に指定し、撤去活動を実施しています。
 路上に置かれた自転車が警告札を貼付し、おおむね1時間以上移動されなかったものを撤去しています。
 自転車チェーン錠でガード

撤去した自転車の 返還には 撤去保管手数料が 必要です

自転車の撤去活動、保管場所の運営に関する経費、人件費などに年間2億円以上の費用がかかっています。
 この費用を、自転車を放置した人に負担していただくため、返還の際に、撤去保管手数料を支払っていただきます。

撤去保管手数料

- 自転車：5千円
- 原動機付自転車：8千円



▲巣鴨駅北口白山通り駐輪場

自転車の盗難に 注意してください

手軽で便利な乗り物である自転車ですが、盗難が増えています。自転車から離れる際は、必ずカギを掛けましょう。

自転車の盗難防止に 欠かせない 3つのポイント

●防犯登録

盗難の際、「防犯登録」が発見の手がかりになります。必ず防犯登録を行い、控を大切に保管してください。

●二重のカギ

盗難を防ぐため、カギを二重にかけることが大切です。

●名前の記入

自転車に名前を記入したり、目立つシールを貼るなど、自分の自転車がすぐ分かるようにしてください。

被害にあったら、 すぐに被害届けの 提出を

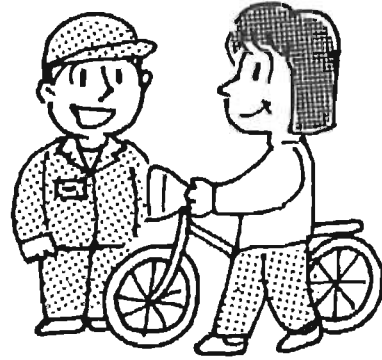
自転車に盗難にあった場合、すぐに警察へ被害届を出してください。

盗まれた自転車が放置自転車として撤去された場合、撤去以前に被害届が提出されていない場合、撤去保管手数料は自転車の所有者の方に負担していただくこととなります。

放置禁止区域・駐輪場案内

■は放置禁止区域です。

自転車は放置せずに駐輪場を利用してください。





▲放置自転車は撤去します

こんな声が寄せられています...

区の放置自転車対策に関して、様々な意見をいただいています。その代表的な一部を紹介いたします。

邪魔にならない所に置いたのに...

放置する方のそんな意識が、放置自転車問題を解決するための最大の障害になっています

意見①「私は邪魔にならない所に置いたのだから、撤去しなくても良かったのではないかと感じています。」

答え「今日だけだから良いだろう」「邪魔にならないように置くから良いだろう」自転車を放置する方のそんな意識が、放置自転車問題を解決するための最大の障害になっています。駅周辺にやってくる自転車が、あなたの1台だけであれば、この考えは正しいのかもしれませんが、たくさんの自転車が集まってくると「邪魔にならない」置き方をするのは物理的にも困難になります。また、「邪魔にならうとお構いなし」といった無責任な人も出てきます。ある場所には放置自転車がある

一部の自転車の撤去は不公平では...

意見②「私の自転車を撤去するならば、すべての自転車を撤去すべきだ」「一部の自転車だけを撤去するのは不公平だ」

答え「確かに、すべての自転車を撤去することが理想です。しかし、最小の経費で最大の効果を上げるために、撤去場所と時間を決めて、撤去活動を行っています。」

撤去保管手数料が高い

放置自転車の撤去に多額の費用がかかっています。また、使用料を払って駐輪場を利用されている方との公平性を守るためにも撤去保管手数料を支払っていただいています。

意見③「なぜ豊島区は5千円も取るのか。高すぎる」

答え「確かに5千円という金額は、決して安くはありません。しかし、区では放置自転車の撤去に年間2億円以上の費用がかかっています。この費用を負担していただくため、撤去した放置自転車に関する問い合わせは「自転車コールセンター」へ

「自転車コールセンター」へ

問い合わせ先 自転車コールセンター ☎5957・0388

受付時間など

- ◇平日：午前9時～午後7時
- ◇日曜日・祝日：午前10時～午後4時
- ◇休業日：土曜日(祝日と重なる日を含む)、12月29日～1月3日

受付内容

- 放置自転車撤去の有無の照会
- 撤去自転車保管場所と返還方法の案内

●自転車保管所

<h3>北池袋保管所</h3>	<h3>西巣鴨保管所</h3>
<h3>東池袋五丁目保管所</h3>	<h3>上池袋保管所</h3>
<h3>池袋三丁目保管所</h3>	<h3>池袋駅西自転車駐車場内保管所</h3>

放置自転車の駅別保管場所一覧

駅	名称	所在地・電話	
JR池袋	駒込	西巣鴨保管所 西巣鴨4-14 ☎5974-3056	
	巣鴨	北口(JRの路線より北側)	北池袋保管所 池袋本町4-50 ☎3590-0544
		南口(JRの路線より南側)	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306
	大塚	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306	
	池袋	東口(グリーン大通りより北側)	東池袋五丁目保管所 東池袋5-44 ☎3987-7220
		東口(グリーン大通りより南側)	池袋三丁目保管所 池袋3-58 ☎5951-2661
		西口	千早四丁目保管所 千早4-7 ☎3530-8301
	目白	池袋三丁目保管所 池袋3-58 ☎5951-2661	
	高田馬場	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837	
	板橋	西巣鴨保管所 西巣鴨4-14 ☎5974-3056	
西武線	椎名町(南口)	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837	
	東長崎	南長崎保管所 南長崎5-3 ☎3953-3532	
東武線	下板橋	上池袋保管所 上池袋4-29 ☎3916-4306	
地下鉄	西巣鴨	西巣鴨保管所 西巣鴨4-14 ☎5974-3056	
	落合南長崎	千早四丁目保管所 千早4-7 ☎3530-8301	
東京メトロ	東池袋	東池袋五丁目保管所 東池袋5-44 ☎3987-7220	
	要町	南長崎保管所 南長崎5-3 ☎3953-3532	
千川	池袋駅西駐車場内保管所 西池袋3-20-1 ☎3590-3837		

◆ 保管所の返還時間…月～金曜日/午前9時～午後7時、日曜・祝日/午前10時～午後4時、休業日…毎週土曜日(祝日と重なる日を含む)、12月29日から1月3日
 ◆ 撤去保管手数料…自転車/5,000円、原動機付自転車/8,000円

<h3>千早四丁目保管所</h3>	<h3>南長崎保管所</h3>
-------------------	-----------------

※ 図は[問い合わせ先]、[]は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファクス]、☎は[フリーダイヤル]です。

やさしさが 走るこの街 この道路

春の全国交通安全運動

運動期間 4月6日～15日



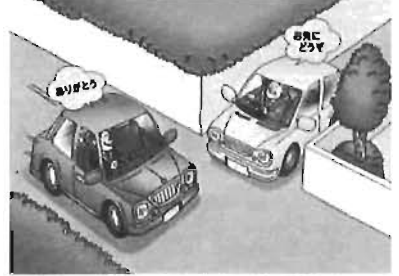
▲反射材を使って事故防止



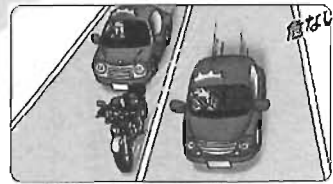
▲シートベルトを正しく着用しよう



▲早めにライト・オン



▲お互いが ゆずる心と 待つゆとり



▲無謀な運転はやめよう

全国交通安全運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣付けと、広く国民(区民)の皆さんに交通安全思想の普及・浸透を図る運動です。

皆さん自身が道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することで、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されます。 関交通安全係☎3981-4856

子どもと高齢者の交通事故防止

●外出する時は、信号を守ること、横断歩道を渡るなど交通ルールを守る習慣をつけましょう。

●昼間でも明るく目立つ色の服装を心掛けるとともに、夕暮れ時・夜間は反射材を身に付けて外出しましょう。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトとチャイルドシートは命を守る大切なものです。自動車に乗るときは、全員の正しい着用を徹底しましょう。

※道路交通法の改正により、全ての座席のシートベルト着用が義務化されます(平成20年6月に施行予定)。

飲酒運転の根絶

車を運転することを知らずから酒をすすめることも犯罪です。このことを認識し、酒を飲んだ人には絶対に運転をさせないようにしましょう。

自転車の安全利用の推進

自転車も車と同じ「車両」であることを認識し、交通ルールとマナーを守り、歩行者への思いやりをもって乗りましょう。

13歳未満の子どもを自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。 ※道路交通法改正により、13歳

未満の子どもを乗せるときのヘルメット着用が努力義務になります(平成20年6月に施行予定)。

二輪車の交通事故防止

自分の運転技量や二輪車の性能を過信することなく、カーブや交差点の手前では十分速度を落とすなど、安全運転を心掛けましょう。また、二輪車を運転する際は、プロテクターを着用しましょう。

4月10日は

「交通事故死ゼロを目指す日」です

毎年、国民の100人に一人が交通事故に遭うという厳しい状況が続いています。

また、昭和43年以降毎日、日本のどこかで交通事故による犠牲者が発生しているという状況が続いています。

さらに、飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題になっています。交通事故のない社会を求める国民の声は依然として大

きいものがあります。

このような中で「交通事故死ゼロの日」は交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たに設けられた運動です。

一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを向上させ、注意して行動することによって悲惨な交通事故の発生を抑止していきましょう。

飲酒運転させない TOKYOキャンペーン(春季) 3月21日～27日



- 酒を飲んだら運転しない
- 酒を飲んだ者には運転させない・車を貸さない
- 運転する者には酒を出さない・すすめない

自転車の乗用マナーを守りましょう

- 歩道は歩行者優先！歩道上の暴走は厳禁
- 迷惑・危険！二人乗り、携帯電話、並列走行、車道逆走
- 交差点では安全確認！信号無視、一時停止無視は重大事故に直結
- 夜間無灯火は絶対やめよう！夕暮れときは早めに点灯

- 飲酒運転はダメ！自転車でも犯罪行為
- いけません路上放置！駐輪場に入れ、鍵かけて
- 自転車ライターの責任！賠償責任保険加入と年一回の点検整備



▲自転車でも重大事故がおきています

平成19年中の交通事故状況

	発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)
全国	832,454	5,744	1,034,445
東京都	68,603	269	77,652
豊島区	1,138	4	1,259

大人も子どもも ルールをきちんと守って

子どもと高齢者の交通事故防止

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 運転者の安全運転の徹底
- 飲酒運転の根絶

「カチャビロン」の交通安全運動

平成20年4月6日(日)～4月15日(火)

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

内閣府